

「広島市民病院の職員に良質な食事を提供する事業」に係るコンペ手続開始の公示

令和8年2月26日

次のとおり提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 秀 道 広

1 事業の概要

(1) 事業名

広島市民病院の職員に良質な食事を提供する事業

(2) 事業内容

広島市立広島市民病院内における職員食堂の運営

(3) 貸付の期間

貸付を許可した日から2年間とする。ただし、所定の手続きのもと、期間満了後は引続き1年間営業することができ、以後も同様とする。

(4) 事業開始日

令和8年4月1日とする。

(5) 運営事業者の特定方法

コンペを実施し、運営事業者を特定する。

コンペ手続等の詳細については、「広島市民病院の職員に良質な食事を提供する事業」運営事業者募集要項（以下「実施要項」という。）による。

(6) 事業担当課

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室総務課施設担当

電話 082-569-7837（直通）

2 応募参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。複数の事業者で構成する事業体の場合、(1)については、代表事業者に実績があること。また、(2)から(6)については、構成する全ての事業者が、これら全ての条件を満たしていること。

(1) 食堂営業（70席以上）について、3年以上の運営実績があること。

(2) 広島市内において、公示日から過去1年間に食品衛生法等の法令による行政処分を受けていないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再

度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

- (4) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

3 実施要項等の配布方法

実施要項等は、病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページ「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により配布する。

(1) 配付期間

公示日から令和8年3月11日(火)までの閉院日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配付場所

前記1(6)に同じ。

4 質問の提出及び回答

(1) 提出期限

令和8年3月5日(木)午後5時まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

質問書（様式3）を作成し、次のメールアドレスあてに提出すること。

送付先メールアドレス：hiroshimin-hosp@hcho.jp

(4) 質問に対する回答

令和8年3月6日(金)に病院機構のホームページへ掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月11日(火)午後5時まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

持参（閉院日を除く午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。）

6 運営事業者の特定

- (1) 提案書の審査
選考委員会が行う。
- (2) 審査基準
実施要項による。
- (3) 審査結果の通知
すべての参加者に、電子メールにより通知する。

7 その他

- (1) 本コンペ手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案書提出及び提案書提出に関する条件に違反した者の提案書は、無効とする。
- (3) その他、詳細は実施要項による。